

## 議案第41号

### 訴えの提起に関する件

地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えを提起しようとするものであります。

令和5年9月1日提出

芽室町長 手 島 旭

#### 1 訴えの内容

公営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求めるため、訴えを提起するものであります。

#### 2 訴えの相手方及び理由

芽室町●●●●●●●●● ● ● ●

芽室町●●●●●●●●●の公営住宅（簡易耐火構造平屋建1戸37.18平方メートル）の入居者に対し、滞納家賃の支払いについて、令和5年3月20日に最終通告を行いましたが、滞納家賃が解消されないため、訴えを提起して公営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるものであります。

#### 3 訴訟追行の方針

- (1) 裁判の結果必要がある場合は、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解又は調停に応ずるものとする。